

# ほっかいどうの防災教育検討委員会設置要綱

## （目的）

第1条 地域における防災力の強化を図るため、道民一人ひとりが災害や防災等に関する正しい知識を身につけ、自治体や防災関係機関などとも連携し、災害に的確に対処していくことができるよう、防災教育のあり方などについて検討を行うため、「ほっかいどうの防災教育検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## （検討事項）

第2条 委員会は、前条の趣旨に則り、次の事項について検討する。

- （1） 北海道における防災教育のあり方に関する事。
- （2） 北海道における防災教育の実施方法等に関する事。
- （3） 北海道における防災教育センター機能に関する事。
- （4） 北海道が行う防災教育モデル事業に関する事。
- （5） その他、検討に必要な事項に関する事。

## （設置期間）

第3条 委員会の設置期間は、設置の日から平成26年3月31日までとする。

## （構成）

第4条 委員会は、防災関係者、及び防災及び防災教育に関し専門的知識を有する専門家、有識者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、前条に定めた期間までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

## （会議の運営等）

第5条 委員会は、委員長が招集し運営する。

- 2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員は、委員長に対して委員会の開催を求めることができる。
- 4 委員会の審議は、公開とし、議事の概要等は、公表する。
- 5 委員長が特に認めた場合は、委員会の会議にオブザーバー及び委員以外の者を出席させることができる。

## （事務局）

第6条 委員会の事務局は、総務部危機対策局危機対策課に置く。

## （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、その都度定める。

## 附則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

## ほっかいどうの防災教育検討委員会設置要綱

### 【委員】

所属団体名称	職	氏名	備考
北海道大学 特定非営利法人 環境防災総合政策研究機構	名誉教授 理事	岡田 弘	
北海道大学大学院理学研究院附属 地震火山研究観測センター	助教	定池 祐季	
北海道市長会	参事	平岡 茂	
北海道町村会	政務部副部長	熊谷 裕志	
全国消防長会北海道支部	参与	上田 孝志	
公益財団法人 北海道消防協会	事務局長	鈴木 英昭	
札幌管区气象台総務部業務課	調査官	榎本 弘	